

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第68号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第68号は、松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） ちょっとお伺いしますけれども、これは、財源はどこからくるかということが1点。40万4千円・・・、39万円を40万4千円に改める、この財源ということと、それから、これは本人へと直接いくお金であるかどうかということが2点目、それから、3点目としましては、今年度というか、今年の1月1日から今まで何人くらい・・・、金額じゃないですよ。旧法でどのくらい対象者があったんですか、それを教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 1点目、まず、42万円の財源ですけれども、一般会計の方から3分の2をいただいております。

2点目ですけれども、この42万円につきましては、本人のところに行くというよりも、出産があった時に私どもの方から病院の方にお支払いする形になります。たいてい通常分娩であれば43万円とか44万円で、あと少しご本人が出してくれるそうです。あと、双子なんかの場合は、1人あたり42万円出るものですから84万円ということで、手元に戻るということがあるそうです。

それと、今の出産というか、この出金する状況ですけれども、全体で23人くらい今年生まれているんですけれども、国保に限っては7人が対象になっています。

○2番（福本栄一郎君） 一般会計から3分の2くると言いましたけれども、あとの3分の1は国民健康保険税という考え方でいいですか。それで、3分の2が一般会計からくるということはわかりましたけれども、いわゆる国民健康保険税を納めている人は・・・、だいたい半々です

よね、社会保険と。その点について3分の2、一般会計というのは国からくる補助金ですか。その辺を教えてくださいませんか。

そして、これは限度額が・・・、病院へと直接支払うということですがけれども、仮に、例えば出産が日曜日であるとか深夜出産の場合は、当然病院の方も割増がくると思うんです。40万4千円で収まらない場合については、その差額は自己負担ですか、その辺を教えてくださいませんか。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、一般会計から3分の2というのは、法で決まっておりますので、このような規定になっておりますのでご理解ください。

夜間ですとか、いろいろな複雑といいますか、大変な分娩の場合は、費用が50万円だとかいうこともあるようです。そのときには残念ながら、その差につきましては、その対象者が支払う形になります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 条例によれば、必要があるときには3万円追加するというか、3万円を上乗せするというような書き方になっているわけですが、実際の運用としては、通常この・・・、新しくは40万4千円、それに3万円を加えた額を支給するというところでやっているわけですか、お答えいただきたい。

それから、いま入院出産というか、病院出産が全部でしょうけれど、その出産関係の費用はおよそどのくらい・・・、異常出産になったりしたら別だと思えますけれど、一応どのくらいのところが医療費というか、費用としてかかるだろうか、そこらのデータがわかれば、教えてください。

○健康福祉課長（高木和彦君） 例えば、松崎の方が外国で子どもを産んだとき、そういうときは、この保険というのがありませんので、40万4千円という形になります。通常は日本で出産した場合は、この40万4千円とプラス1万6千円ですがけれども、将来またこの1万6千円が例えば3万円にまた戻ったときには、今度は逆に43万4千円を支給するような形になると思います。

それと、分娩の費用ですがけれども、病院によってですとか、いろいろ違います。また入院中の食費なんかもかかることがあるものですから一概にいくらとは言えませんけれども、聞きますと、この40万円プラス、通常でしたら2～3万円を足すくらいで済んでいるんじゃないかなと推測しております。

○10番（鈴木源一郎君） 出産は、いわゆる病気じゃないから、保険の・・・、国保などの対象にならないのが通常ですか。異常の場合は別として。

○健康福祉課長（高木和彦君） 鈴木議員がおっしゃるとおり、これは医療というよりも、別という形になりますので、高額になった場合なんかでも特に補てんというのは、これ以外にはないと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に賛成いたします。本案は出産手当の拡充というか充実というか・・・、少子化の時代を克服する意味でも大事なことだと思いますので賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第68号 松崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。